

2020年3月24日  
株式会社 山梨中央銀行

### 「未利用口座管理手数料」の導入について

株式会社山梨中央銀行（頭取 関 光良）では、普通預金口座のご利用促進、および預金口座の不正利用等におけるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る口座管理コストの増加のため、2020年10月1日以降に新規開設いただく普通預金口座につきまして、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を導入させていただきます。

#### 記

#### 1. 導入日

2020年10月1日（木）

#### 2. 「未利用口座管理手数料」の概要

項目	内容
対象となるお口座	<ul style="list-style-type: none"><li>・2020年10月1日以降に新規開設いただいた総合口座・普通預金口座（通帳レス口座を含みます） ※ 但し、定期預金の預入がある総合口座、決済用普通預金口座は除きます</li><li>・既存のお口座（2020年9月30日以前に開設いただいたお口座）は対象外となります。</li></ul>
条件 （右記の両方の条件を満たす場合に限りです）	<ul style="list-style-type: none"><li>・最後のお預入れ（当該普通預金の利息入金を除きます）または払戻し（本件手数料の引落しを除きます）から2年以上、お預入れまたは払戻しがない普通預金口座（総合口座を含み、決済用預金口座を除きます）</li><li>・預金残高が1万円未満</li></ul>
手数料の受領方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象となった普通預金口座から口座振替により引き落としさせていただきます。</li></ul>
手数料金額	<ul style="list-style-type: none"><li>・年額1,200円（消費税等別）</li></ul>
自動解約	<ul style="list-style-type: none"><li>・口座残高が本手数料金額未満の場合は、口座残高をもって、本手数料の一部として手数料を受領した後に自動で解約手続きをさせていただきます。</li></ul>

以上